

川南町民間事業者等提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町と民間事業者等が密接に連携し、及び協力することにより地域経済の活性化及び住民サービスの向上を図るため、民間事業者等提案制度を設けるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(提案者)

第2条 この告示による提案者は、提案した事項（以下「提案事項」という。）の内容を的確に遂行する能力を有するとともに、前条に規定する趣旨を達成する意思を持つ民間企業、学校法人又はNPO法人等（以下「民間事業者等」という。）とし、個人を除くものとする。

(提案の内容)

第3条 民間事業者等は、次に掲げる事項について、民間事業者等が持つ本業の強みを生かすことにより、一層の効果が期待できるものを町長に提案するものとする。

- (1) 防災及び災害時における支援に関すること。
- (2) 地域の安全及び安心に関すること。
- (3) 環境対策に関すること。
- (4) 子育て支援及び青少年の健全育成に関すること。
- (5) 高齢者及び障害者の支援に関すること。
- (6) 健康増進に関すること。
- (7) 産業の振興及び雇用の促進に関すること。
- (8) 町のPR及び観光振興に関すること。
- (9) 教育及び文化の振興に関すること。
- (10) 人口対策に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、地域経済の活性化及び住民サービスの向上に資するものと認められること。

(提案の受付等)

第4条 民間事業者等は、前条各号に掲げる事項を随時、町長に提案することができる。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、町の予算を伴う事項の提案又は町の資産活用に関する事項の提案について、期間を定めて募集することができる。

(提案書の提出)

第5条 第3条各号に掲げる事項について提案しようとする民間事業者等は、提案書(様式第1号)に必要事項を記入の上、町長に提出するものとする。

(提案事項の聴取り、協議及び検討)

第6条 町長は、提案書が提出されたときは、当該提案書に記載された提案事項を所管する課等(以下「関係課」という。)の長に対して、当該民間事業者等と提案事項の聴取り、調整及び検討を行うよう指示するものとする。

2 関係課は、前条の規定により提出された提案事項の検討を行うため、当該提案を行った民間事業者等(以下「提案事業者等」という。)から提案事項の内容について説明を受け、協議を行うものとする。

3 関係課は、審査依頼書(様式第2号)に前項の規定による協議の結果を付して、次条に規定する民間事業者等提案制度審査会(以下「審査会」という。)に審査を依頼するものとする。

(審査会)

第7条 町長は、前条の規定により報告のあった提案事項を審査するために、審査会を置く。

2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は副町長をもって充て、委員は総務課長、まちづくり課長及び産業推進課長をもって組織する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、提案事業者等、関係課の長及び関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

5 審査会の会議は、委員長が招集する。

(審査会の所管事務等)

第8条 審査会は、提案事項を総合的に審査し、町長に対し、提案事項の採否判定に必要となる助言を行うものとする。この場合における採否判定に必要となる助言の取扱いは、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 採択 実施に当たって条件を付さずに取り組むものをいう。

(2) 条件付採択 実施に当たって条件を付して取り組むものをいう。

(3) 不採択 実施しないものをいう。

2 審査基準その他審査会に必要な事項は、審査会が別に定める。

(審査結果の報告)

第9条 審査会は、審査が終了したときは前条第1項の規定による審査結果その他必要な事項を、

審査結果報告書（様式第3号）により、町長に報告しなければならない。

（提案の採否の決定）

第10条 町長は、前条の規定による報告に基づき、提案事項の採否を決定する。

2 町長は、審査会が不採択として報告した提案事項であっても、再度検討すべきであると判断した提案については、審査会又は関係課長の意見を聴いて、当該提案の採否を決定することができる。

（提案事項の採否決定結果の通知）

第11条 町長は、提案事業者等に対して、前条に規定する採否判定の結果を審査結果通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

（協定の締結）

第12条 町長は、提案事業者等と採択した提案に関わる協定を締結する。

（協定内容、取組状況の公表）

第13条 町長は、締結した協定内容及び採択された提案事業者等の取組状況を町のホームページに公表するものとする。

（庶務）

第14条 民間事業者等の提案制度に関する庶務は、まちづくり課において処理する。

（委任）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。